

京都市局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成30年3月30日

京都市長 門 川 大 作

別表第1 局長及び担当局長（総合企画局京都創生担当局長，文化市民局文化担当局長及びスポーツ担当局長，保健福祉局医務担当局長，都市計画局土木技術担当局長及び建築技術・景観担当局長並びに建設局土木技術・防災減災担当局長を除く。）の項中「総合企画局京都創生担当局長，」を削る。

別表第1 担当部長並びにエネルギー政策部長，学校跡地活用促進部長，創生戦略・市民協働推進部長，京都創生推進部長，大学政策部長，文化事業推進部長及び地域コミュニティ活性化・北部山間振興部長の項中「文化事業推進部長」を「政策企画調整部長」に改める。

別表第2 給与課長の項第6号中「調達決定」の右に「及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定」を加え，同号に次のただし書を加える。

ただし，契約にあつては，1件500,000円以下の契約に限る。

別表第2 給与課長の項第7号中「の貸与」を削る。

別表第2 財政担当局長の項第1号中「，固定資産評価補助員及び財産管理員」を「及び固定資産評価補助員」に改め，同項中第9号及び第10号を削り，第11号を第9号とし，第12号及び第13号を削り，第14号を第10号とし，第15号を第11号とする。

別表第2 契約課長の項の次に次の1項を加える。

資産活用担当 局長	<ol style="list-style-type: none">(1) 財産管理員の命免に関する事。(2) 1件80,000,000円未満の不動産の買収及び補償の決定及び契約に関する事。(3) 1件10,000,000円以下の不動産の売却及び交換の決定及び契約に関する事。(4) 公有財産の所管換えに関する事。(5) 不用建築物の除却決定に関する事。
--------------	---

別表第2 税制課長の項第2号中「ゴルフ場利用税交付金，特別地方消費税交付金」を「地方消費税交付金，ゴルフ場利用税交付金」に，「及び地方消費税交付金」を「，分離課税所

得割交付金及び府民税所得割臨時交付金」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 地方特例交付金の収入決定に関すること。

別表第2資産税課長の項第2号中「納付金並びに」を削る。

別表第2総合企画局京都創生担当局長の項を次のように改める。

大学政策課長	(1) 定例的な後援名義及び協賛名義の使用許可に関すること。
--------	--------------------------------

別表第2広報課長の項の次に次の1項を加える。

国際化推進室 副室長	(1) 定例的な後援名義及び協賛名義の使用許可に関すること。
---------------	--------------------------------

別表第2障害保健福祉推進室長の項第2号中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の右に「及び難病の患者に対する医療等に関する法律」を加える。

別表第2生活福祉部長の項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とする。

別表第2健康長寿のまち・京都推進室長の項に次の1号を加える。

(10) 成年後見制度利用支援事業に係る成年後見人等に対する報酬の支出決定に関すること。

別表第2医療衛生推進室長の項第1号中「第11条第1項」を「第15条第1項」に改める。

別表第2医務衛生課長の項第1号中「第6条第3項」を「第11条」に、「納骨料」を「使用料」に改める。

別表第2子ども家庭支援課長の項に次の1号を加える。

(7) 障害者総合支援法による自立支援医療費の支給認定、医療受給者証の交付並びに支給認定の変更及び取消しに関すること。ただし、育成医療に関するものに限る。

別表第2幼保総合支援室長の項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)